

## 原子力災害対策マニュアルの改訂について

令和 4 年 9 月 2 日  
原子力防災会議幹事会

## 趣旨

本マニュアルは、防災基本計画等を踏まえ、原子力災害時の政府一体としての具体的な対応体制、応急対策の実施における関係省庁との連携等の活動要領を規定したものである。

今般、近年の防災対応・訓練から得た教訓事項等を踏まえて改訂を行う。

## 主な改訂事項

## 1. 原子力災害対策指針の改正等を踏まえた修正

## (1) オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護に係る事項の修正

原子力災害対策指針と防災基本計画の改正を踏まえて事態の推移に応じた防護措置を具化することにより、記載の充実を図った。

## (2) 甲状腺被ばく線量モニタリングに係る事項の追加

原子力災害対策指針の改正により、甲状腺被ばく線量モニタリングの実施体制や対象者等について記述が追加されたことに伴い、関連する記載を修正する。

## (3) 施設敷地緊急事態要避難者の定義見直し等

地方公共団体との間で解釈の差異が生じている部分や地方公共団体の取組状況等を踏まえて定義を見直し、明確化した。

## 2. 原災本部事務局官邸チームの活動場所に内閣府本府庁舎を追加

令和 4 年度より、官邸での迅速な意思決定の確保を前提として、原災本部事務局の幹部及び官邸チームは、官邸共用会議室に加えて内閣府本府庁舎も活用する運用とした。

## 3. その他

- 災害対策基本法改正に伴う所要の修正
- 原子力災害対策マニュアル改訂に係る原子力防災会議への報告に関する事項の修正
- 安定ヨウ素剤に係る事項の修正
- 警戒事態における関係地方公共団体への連絡体制構築の要請文の発出要領を変更
- 現地への要員派遣業務に係る記載の適正化